



正しい知識で安全作業を

「新入者安全衛生教育」講習のご案内

労働安全衛生法では、新入社員や中途採用者等新たに労働者を雇い入れた場合や作業内容が変更となった労働者に対して、安全衛生教育を行うことが義務付けられています。労働災害の防止は仕事の基本であり、労働基準監督署の指導を待つのではなく、自主的に行うことが重要です。

当協会では、自主的な安全衛生管理を身につけるため、下記のとおり法令に基づく「新入者安全衛生教育」講習を行いますので、ご案内いたします。

本講習は、冒頭、高崎労働基準監督署長さんの講話を予定しています。

講習科目	① 労働災害の現状と課題（高崎労働基準監督署） ② 職場における安全衛生管理の重要性 ③ 安全につながる仕事の基本 ④ 安全な仕事の進め方 ⑤ 安全で快適な環境 ⑥ 日常生活での注意と健康 ほか労働安全衛生規則第35条に基づく事項	
講習日時	【受付】午前8時40分～ 【オリエンテーション】午前9時～ 【講義】午前9時10分～ *遅刻不可	
講習会場	第1回 令和7年5月14日(水) 第2回 令和7年6月3日(火)	会場 高崎市産業創造館 高崎市下之城町584番地70
受講料金	会員事業場 6,820円 (受講料(税別)6,200円+消費税+テキスト代(税込)0円) *テキスト代は協会が負担 非会員事業場 7,788円 (受講料(税別)6,200円+消費税+テキスト代(税込)968円)	*会員事業場とは、群馬県内のいずれかの労働基準協会に加入している事業場のことです。 *講習開始日の10日前までの申込取消は、受講料金を返金(振込の場合には手数料控除)致します。
申込方法	① お申込みの前に電話で予約し、「予約番号」をお取りください。 ② 予約番号取得後、早めに裏面の申込書をご提出ください。提出はご持参、郵送、FAXのほかネットから申込みもできます。講習日の10日前までに提出がない場合には、予約取消となります。 ③ 受講料金を下のいずれかの方法により、事前にお支払いください。郵送、銀行振込の場合には受講日の10日前までにお願います。 【ご持参】当協会事務所にご持参 【郵送】現金書留にてご郵送 【銀行振込】振込先：群馬銀行 高崎田町支店 普通1047986 一般社団法人高崎労働基準協会 *振込手数料はお申込者にてご負担ください	
申込先 (お問合せ先)	一般社団法人 高崎労働基準協会 〒370-0045 群馬県高崎市東町172-16 共済会館内 *当協会にお越しの際は、行事等により留守の場合がありますので、電話にて確認の上お越しください。	
募集人員	66名	
修了証	講習の全科目・時間を受講された方に【修了証】を交付します。 *遅刻等所定の講習時間に満たない場合には修了証は交付できません。	
その他	受講券、筆記具を持参してください。	

